

令和 6 年度ソーシャルメディアを活用した諏訪地域観光 P R 業務  
公募型プロポーザル実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 6 年 3 月 25 日

長野県諏訪地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 6 年度ソーシャルメディアを活用した諏訪地域観光 P R 業務

(2) 業務の目的

諏訪地域は首都圏に近接する好条件から観光地利用者の約 7 割が県外客であるが、通過型・立ち寄り（日帰り）観光地で一人当たり観光消費額が県平均より低い。また、外国人延宿泊者数が全県に対して少なく、インバウンド誘客に課題がある。

本業務では、諏訪地域の滞在型観光の魅力ターゲット層に効果的に P R することができるソーシャルメディア及びインフルエンサーを介し、国内外での認知拡大を図るとともに、旅行の情報収集をしているユーザーの訪問・滞在意欲を喚起する。あわせて、旅行者目線による新たな魅力の発見、課題等を聴取し、今後の事業展開の検討材料とする。

《想定する誘客ターゲット》

- ・国内の小グループ（家族、親しい友人等）
- ・国外の訪日旅行への関心が高い層

ただし、業務の目的を達成するためにより効果的なターゲットがあれば、これによらない。

(3) 業務内容

① 滞在型観光の魅力 P R

滞在型観光地としての諏訪地域の魅力をターゲット層に効果的に P R することができるインフルエンサーを招請し、諏訪地域で滞在観光して、その魅力や感想等を旅行者目線で伝える動画等を制作のうえ、インフルエンサー自身のソーシャルメディアアカウントによる情報発信を行う。

② データ分析及び報告

①の効果を測定するとともに、(2)で示した課題の解決に向けた分析を行い、報告する。

(4) 仕様等

別添「仕様書（案）」のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

5 (4)に記載のとおりに

- (6) 業務の実施場所  
長野県諏訪地域振興局管内（諏訪市、岡谷市、下諏訪町、茅野市、原村、富士見町）
- (7) 履行期間  
契約締結の日から令和7年3月14日まで
- (8) 費用の上限額  
1,987,700円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること
- (7) 過去5年以内に同種又は類似の業務の実績を有すること  
※同種又は類似の業務…Webメディアを活用した観光プロモーションに関する業務等

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒392-8601 長野県諏訪市上川一丁目 1644 の 10 長野県諏訪地域振興局商工観光課振興係 電 話 0266-57-2955 (直通) メール suwachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
---

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年4月2日(火)午後5時まで  
(土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)  
【※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に定める休日という。以下に同じ】

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに長野県諏訪地域振興局商工観光課に到達したものに限り、また、到達したことを電話で3(4)の担当課に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(5(3)①)の3日前までに、書面により長野県諏訪地域振興局長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県諏訪地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 説明会は開催しません。

② 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

③ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期限 令和6年4月5日(金)正午まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年4月8日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

## 5 企画提案書の作成・提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第8号）及び企画書（様式第8号の附表1 ※任意様式も可）  
企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。  
なお、任意様式による場合は、すべてA4サイズとしてください。
- ② 見積書（様式第8号の附表2）  
経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ③ 会社概要又はパンフレット（写し可）

### (2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ
- ② 受付期限 令和6年4月5日（金）正午まで
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。

### (3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年4月11日（木）正午まで  
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 6部（正本1部、副本5部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに諏訪地域振興局商工観光課に到達したものに限り、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当課に確認してください。

### (4) 企画提案の選定基準

項目	評価内容	配点
1 国内向けPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の目的に照らして的確な内容となっており、目指す効果が明確か</li> <li>ターゲット層に応じた訴求力の高いソーシャルメディア及びインフルエンサーを選定しているか</li> <li>認知拡大、旅行者の訪問・滞在意欲の喚起を図るうえで、効果的な発信となっているか</li> </ul>	15
2 国外向けPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の目的に照らして的確な内容となっており、目指す効果が明確か</li> <li>ターゲット層に応じた訴求力の高いソーシャルメディア及びインフルエンサーを選定しているか</li> <li>認知拡大、旅行者の訪問・滞在意欲の喚起を図るうえで、効果的な発信となっているか</li> </ul>	15

3 データ分析	・業務の目的に対する効果を測る方法となっているか ・旅行者目線による新たな魅力の発見、課題等を聴取し、今後の事業展開の検討材料となり得る分析となっているか	10
4 実施体制	・適切な人員配置、管理体制、スケジュールとなっているか	5
5 経費及びその内訳	・必要な経費が適切に見積もられているか	5
合計		50

(5) 企画提案の選定方法

- ① 企画提案に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

なお、5者以上の提出があった場合は、書類による1次審査を行う可能性があります。この場合、評価会議の構成員が下記③に準じて評価を行い、協議の上、プレゼンテーション参加者を決定します。1次審査により選定されなかった者に対しては、令和6年4月16日（火）までに担当課から連絡します。

- ② プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和6年4月18日（木）長野県諏訪地域振興局5階講堂 ※時間は個別にご連絡します

- ③ 企画提案評価会議における評価の結果、各評価者の評価点が30点以上、かつ、その合計が最高点となった者を選定します。ただし、項目ごとの各評価者の評価点合計が配点上限の4割を満たないものが一つ以上ある場合は選定しません。なお、合計点が同点の際には、審査委員の協議により決定します。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県諏訪地域振興局長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県諏訪地域振興局長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県諏訪地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県諏訪地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(4)に同じ。  
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。  
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 6 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 7 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により長野県諏訪地域振興局長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 8 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県諏訪地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

## 9 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
3(4)に同じ
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。
- (6) 本件は、その契約に係る予算が議会で議決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。